

第 2 1 回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成 28 年 10 月 26 日(水) 13:30～16:00	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、外薗委員、中野委員、徳田委員、山本委員、山下委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	なし

□会次第

会次第	主管課・室
1 開会	—
2 補助金等評価	—
(1) 青少年育成市民会議運営補助金	社会教育課
(2) 子ども会育成連絡協議会運営補助金(書類審査)	社会教育課
(3) 消防団分団運営補助金	警防課
(4) 消防団車庫詰所運営補助金(書類審査)	警防課
(5) 薩摩川内市防衛協会補助金	防災安全課
(6) 青色灯自主防犯活動事業補助金(書類審査)	防災安全課
(7) 人権教育推進補助金	学校教育課
(8) 小学校体育連盟運営補助金	学校教育課
(9) 学校保健会運営補助金	学校教育課
(10) 校外活動補助金	学校教育課

□議事

1 開会

○会長

(挨拶)

2 補助金等評価

(1) 青少年育成市民会議運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 5 ページに「青少年育成市民会議副会長」との記載があるが、会長はいないのか。

●主管課 市長が務めており、副会長から申請をいただく形を取っている。

○委員 先日の「青少年育成の日つどい」も大変有意義なイベントだったと思う。

●主管課 ありがとうございます。今回も 405 名の参加をいただき開催することができた。

○委員 補助金額は、平成 27 年度少し増加しているようだが、要領内の「補助金の額は、予算で定める額以内」ということはどういう意味か。

●主管課 補助金は、市の内部での査定後、議会の承認を受けて、その予算額が決まる。その額内で補助金を支出するという意味

である。

○委員 これについては、効果の測定が難しいというか、基本的に無理かなと思う。ほかにもそのような社会教育に関する事業があると思う。この事業内容は青少年の健全育成に寄与していることというのは、市民の皆様も理解してもらえと思うが、もっと広く市民に周知すべきだと思う。どのくらいの市民がこの事業のことを知っているのか。限られた関係者だけのものになっていないか。

●主管課 市民への認知度は、この青少年育成市民会議が35の団体で組織されているため、ある程度あると思う。PTA、子ども会、地区コミュニティ協議会、警察、小中学校、スポーツ少年団等である。市民への周知は、地区コミュニティ協議会、地区の青少年育成会、市のPTA連合会が担っている。特に青少年育成会は14の地区に分かれていて、各地区に各地区のPTAの会員、少年愛護委員の方、子ども会の方々、地区コミュニティ協議会の方々、民生委員の方々がおり情報共有・情報提供ができています。

○委員 予算の範囲内ではなく、上限額を定めて、その枠内で活動をさせる必要があるのではないかなと思うがどうか。

●主管課 地区の活動については、地区育成会活動助成費として、均等割と人数割として児童・生徒1人当たり5円を加えた額を助成金として支出している。助成金が大きければ大きいほど、大きな事業ができるのは、確かであるが、市全体としても予算が限られているのが実情である。

○委員 市としては、今後、補助金額が増加していくことはないのか。

●主管課 増額は基本的に難しく、むしろ減額されていく方向である。平成24年度1,444千円の補助金があったのを、平成25年度に半減し745千円にした。ただし、どうしても一部の事業実施に支障が出て

いることから、平成27年度に平成26年度と比較して若干増額したものである。非常にまれなケースである。

○委員 どこまでやったいという上限が見えづらい、評価がしづらい事業だと思うので、これに併せて補助金も上限がなくなってしまうかということを経験した質問であった。

○委員 少ない経費で大きな効果を得ていると考えている。事業費の財源の大半は補助金だと思うが、仮に補助金が大きくなれば、さらに効果的に大きな効果が生み出せるようなことも考えられるのか。

●主管課 市の財政状況を考えるとなかなかそのような検討は難しいと思う。市の補助金は全般的に削減の方向である。現在は、他団体と合同開催をするような形で予算を持ち寄り、講師の謝金を分担しあうなど、うまく事業展開ができていっているのかなと考えている。

○委員 青少年育成は市の重要な問題であるため、事業費の増額を検討してもよいのかなというのが私の意見である。地区育成会活動助成費が、38,500円～50,000円となっているがどういう意味か。育成会の規模によって異なるのか。もっと増額できないのか。

○主管課 育成会の規模により異なっている。市の補助金としての考えはさきほどのとおりである。意見として承る。

2 補助金等評価

(2) 子ども会育成連絡協議会運営補助金(書類審査)

(事前質問なし)

2 補助金等評価

(3) 消防団分団運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 消防団の必要性については、市民も火災や台風の際の対応、行方不明者の捜索などよく理解していると思う。消防団の運営経費は、市からの補助金や自治会員から

の負担金をもとにした消防後援会の助成などだと思うが、私の所属する自治会において消防後援会から消防団への助成は、今年度31万円である。消防団は、市民の安全・安心を守っているということから、大局的に考えて、全部とは言わないが、必要なものは行政で広く負担する必要があるのではないかと。地元負担を軽減する意味から、市からの補助金を増額する必要がある。各自治会が各市民から徴収するというのは、違和感がある。実は、今回、地元で1000円の値上げ要請があったが、自治会員への説明が難しい。

●**主管課** 消防後援会に関しては、平成25年度の補助金等評価委員会においても同じ意見があった。消防後援会がある地域とない地域がある中で、消防団の業務に関することは、市の方で補助すべきということだ。当課としても認識しており、消防団運営に必要なものは、市の補助金で対応をしている。それ以上の車の買い替えとか備品整備などもほかの補助金で対応している。消防後援会は、当課が所管・管理しているという訳ではないが、各地域において消防団をバックアップしている団体だと認識しており、大変、感謝をしている。各自治会から消防の活動をなぜ市民が負担をしなければならないのかという意見をいただくが、消防後援会の実態も、消防団に直接、助成金を渡していたり、消防後援会で出納管理をしていたり様々である。甌地域には消防後援会がなく、本土地域でも大きな自治会では負担が少なく、小さな自治会では負担が多い傾向もある。行方不明者の捜索時の消防団への炊き出しが自治会の過度な負担にならないように、助成金の使途などについて説明責任を果たすように消防後援会の方にはお願いしている。現在のところ、市民の負担を軽減するための補助金の増額には至っていない。

○**委員** 収支精算書における活動費の詳細

が記載されていない。飲食に関する経費も含まれているのではないかと思うがどうか。団員の融和・親睦、慰労もある程度は分かるが、経費の削減や、飲食を伴っているのではあれば指導も必要なのではないかと。

●**主管課** 収入には、補助金のほかに分団員の経費も含まれている。支出に関しては、一部、飲食も含まれていると思うが、幹部会議などにおいて、今後も補助金は、その趣旨に最もふさわしい形で活用するように説明しながら、理解を得ていきたい。

○**委員** 消防団の充足率はどれくらいか。

●**主管課** 平成28年10月1日現在で、定員が1,329人に対して、実員1,264人、充足率が95.1%である。

○**委員** 過去に比べてどうか。

●**主管課** 通常95%から97%で推移している。団員は毎年3月に辞められて4月に新しく入団するが、新しい方が見つけれず4月は95%ぎりぎりくらいでそこから途中入団ということで徐々に上昇していく。年度末に97%くらいになる。

○**委員** 服装など装備品の更新は問題ないのか

●**主管課** 100%とは言わないが充実していると考えている。

○**委員** 各企業は、社員に消防団がいると市との契約などで優遇があると思うが、この優遇を厚くすると消防団の加入が進むと思うがどうか。

●**主管課** 建設業の入札資格のボランティア活動のことだと思う。上限はあるが一人あたり2ポイントの加算がある。市長部局の方でやっていると思うが、現在の60人の消防団の欠員は甌島、樋脇、祁答院であり、それらの地域にも建設業があるので、もしかしたら効果があるかもしれない。効果がある、実施するとは即答できないので、持ち帰る。

○**委員** 各企業は、消防団に入ると入札資格

に有利であることは認識しているのか。

●**主管課** 当課に証明書を請求にくる。十分に認識している。

○**委員** 消防団員に市の職員は何人いるのか。

●**主管課** 108人いる。

○**委員** 外国人の加入は認めているのか。

●**主管課** 本市は日本国籍の方のみとなっている。

○**委員** 詰所内の消耗品と整備な施設の管理は、要領の中で明確に補助対象だと思うが、各行事の運営経費も補助対象に含まれるのか。第4条の「等」で読んでいるのか。

●**主管課** そのとおりである。

○**委員** この補助は、平成25年に作られた「消防団等充実強化法」の趣旨に含まれるのか。

●**主管課** 含まれると解釈している。ただし、この補助金は、平成25年のこの法律ができる前から、消防団の処遇改善のために支出しており、法律に対応するために新設した補助金ではない。

○**委員** この補助金とさきほどの車の買い替えとか備品整備などの補助金のほかに、運営補助とかのための補助金はあったりするのか。

●**主管課** ない。

○**副会長** 団本部付き女性分団というのがあるが、通常の分団には女性は加入できないのか。

●**主管課** 女性は1,264人の団員うち64人いる。団本部付き女性分団は、20人いる。差し引き44人の女性団員が各分団に加入している。上甌に12人、下甌に23人が入団している。女性は、団本部付き女性分団以外の分団にも加入できる。

団本部付き女性分団は、合併前、平成14年に発足したが、甌地域の女性団員は昭和30年代から活躍していただいている。甌地域は、男性が漁業に従事し留守が多いため、残った女性が活動を始めた経緯があ

るようだ。

○**副会長** 団本部付き女性分団も自己資金があるのか。

●**主管課** どの分団も月500円とか団員から集めている。団本部付き女性分団の場合、庁舎管理経費は必要ないが、人形劇の消耗品や防火訪問時の紙芝居、ハンドベルのベルの台、衣装のスカーフを購入したりしている。平成27年10月現在、県内43市町村のうち33市町村411人の女性団員がいる。うち本市は62人で、県内で最多の女性団員がいる。

○**委員** 団員の平均年齢はいくらか。

●**主管課** 本市の場合、43歳である。

○**委員** 年齢制限はあるのか。

●**主管課** ない。団員を確保できないということで、60歳を超えた方もいらっしゃる。当然、現場で動ける方になる。今のところ、定年制度は設けていない。

○**委員** 自分の体力に自信があるから団員になっていると思うが、本当に活動できるのかという人もいる。

●**主管課** 各分団の幹部の方には、活動ができる方を確保するように依頼をしている。地域のよっては平均年齢が48歳のところもあるが、とにかく無理に団員を残さないように、欠員になることも仕方ないということで話しをしている。

○**委員** 支所の自衛消防団というのはあるのか。

●**主管課** 支所部という形で消防団員に入っている。

○**委員** 公務災害も適用になるのか。

●**主管課** 通常の消防団と同じである。

○**委員** 報酬もあるのか。

●**主管課** ある。

○**委員** 出動や警戒の報酬はいくらくらいか。

●**主管課** 費用弁償は、火事出場の場合など、条例により1回4,500円以内となっている。

○委員 警戒はどうか。

●主管課 条例により1回4,500円以内となっているので、細分化し、訓練のみは3,000円、月2回のポンプ点検は1,500円などとなっている。

○委員 支出はこの補助金から支出しているのか。

●主管課 年額報酬も、今、お話しした費用弁償も別のところから支出している。

○委員 それらは、どれくらいの経費がかかっているのか。

●主管課 費用弁償が年間5千万円、年額報酬が年間6千万円になる。

2 補助金等評価

(4) 消防団車庫詰所運営補助金(書類審査)

(事前質問なし)

2 補助金等評価

(5) 薩摩川内市防衛協会補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 会費の割合のうち、自治会が占める割合はどれくらいか。

●主管課 今年度の総会資料によると、全体の23%程度である。

○委員 以前は総会にコミュニティ協議会の会長が呼ばれていた。数年呼ばれていないが、23%程度占めているのであれば出席してもよいのかなと思う。

●主管課 団体会員として、500自治会が加入している。約1割の40自治会を抽出し案内しているので、各自治体は数年に1度、総会への出席をお願いする形になるのかなと思う。個人・法人も多いので、何名かを抽出して、総会の案内をしている。代議員総会の代議員が概ね70人になるように総会前の理事会で決定される。

○委員 私の意見では、自治会の加入が全体の約23%あるのであれば、コミュニティ協議会長連絡会の会長は、総会に案内した方がいいと思う。観桜会・観月会も同様である。

●主管課 ご意見の趣旨はよく理解しているつもりですが、実情を回答すると、地区コミュニティ協議会としての加入ではないので、会員としての自治会に案内をしている。ただ、これからも案内しないということではないので、このご意見は理事会に報告したい。

○委員 収支精算書の協力活動費の内訳はないのか。

●主管課 観桜会・観月会が自衛隊との共催になるのでその経費、新入隊員後期教育入隊式の経費、会長の代理出席の経費、その他自衛隊が行う行事の協力の経費だったりする。青年部会というのもあり、その活動費も含まれている。

○委員 何か大きな1事業に多額の予算が使われているという訳ではないのか。

●主管課 毎年9月の川内駐屯地の周年記念行事は、総体的には大きな事業であるがそれだけではない。

○委員 要領の「補助金の額は、予算の範囲内の額とする。」とはどういう意味か。

●主管課 これは市から補助金を支出する時に、必要に応じて増額支出する場合や例年と同額の場合、平成25年度のように繰越金が多いため、まったく支出しないとか減額する場合があるということになる。

○委員 平成28年度は、平成27年度・平成26年度と比較し、補助金額が10万円増額している。この理由は何か。

●主管課 薩摩川内市防衛協会の上部団体として鹿児島県防衛協会というのがあるが、昨年度の総会において、基地が所在する防衛協会は、所在しない協会より多く負担すべきであるというのが決定した。これにより10万円の増額となっている。

○委員 これからは毎年度30万円になるということか。

●主管課 そうなると考える。

○委員 自衛隊の必要性は、国民は理解していると思うが、どこまで補助金を上げるべ

きか、上げてよいかということは、たとえば30万円だとか、主管課できちんと上限を決めてほしい。

●**主管課** 予算の範囲内というのは、上限額を決めていないということではあるかもしれないが、いくらでも補助金を出すという訳ではない。平成25年度は、繰越金が補助金額を上回っている場合は、補助金を支出しなかった。また、補助金のみに頼るのではなく、会員拡大による会費収入などの自主財源の確保や自主運営を促している。

○**委員** 収支精算書において積立金の項目があるが、現在、積立金はいくらか。

●**主管課** 平成27年度に積立金全額を収入として繰り入れ、現在0円となっている。平成27年度の支出のとおりの30周年記念式典に利用した。

○**委員** 収支精算書において積立金は、これを補助金の使途として認めているのか。

●**主管課** 5周年（例：25周年）、丸周年（例：30周年）の年度には、大きな事業費が必要になる。平成27年度は、積立金への支出はなかったが、平成28年度から、また35周年に向けて積立を行っていくことになると思う。

○**委員** 事業実績書の活動内容は、前年度とほぼ同じか。

●**主管課** 9月5日、6日の川内駐屯地創立30周年記念行事が、周年事業として一部異なっている。

○**委員** 国もある程度負担をしてほしいなと個人的には考えるがどうか。

●**主管課** 30周年事業は、自衛隊と防衛協会が共催で行った経緯がある。防衛協会の予算のみで行った訳ではない。

○**会長** 市防衛協会から県防衛協会への負担金を10万円増額するため、市から市防衛協会への補助金を10万円増額するということだが、国からの指示などがあるのか。

●**主管課** 昨年度の県防衛協会の総会での決定事項となっている。現在、資料を持ち合わせていないため、調査した上で報告したい。

2 補助金等評価

(6) 青色灯自主防犯活動事業補助金(書類審査)

(事前質問なし)

2 補助金等評価

(7) 人権教育推進補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 川内地域はなぜ補助金がないのか。

●**主管課** 川内地域の市民と旧川内市役所との取り決めにより、このような事業を希望しないということだ。

○**委員** 旧4町地域はどうか。

●**主管課** そのような議論はない。

○**委員** 近年、補助金額が削減されているようだがどうしてか。

●**主管課** 平成25年度は4万円×4地域、平成26年度は3万円×3地域、入来地域のみが4万円、平成27年度は3万円×4地域となっている。

○**委員** 講演会をしたほうがいいという地域がある一方、しない方がよいという地域があるならば、市民の税金がもととなる補助金による事業としては、見直しなどをしてもよいのではないか。違いは何か。

●**主管課** 地域性になる。とにかく積極的に実施したいという地域があるし、人権教育一般としてさらに展開したいという地域もある。

○**委員** 市には人権擁護員もいるので、一緒に取り扱う方法もあるのではないか。忘れられた方がよいのかな。川内地域の考え方のように、事業を推進すれば、記憶に残っていくという考えもうなずける。教職員はどのような考えか。

●**主管課** 教職員にも様々な考え方の教職員がいると思う。

○**会長** 私は県の社会教育関係のリーダー

研修に参加したが、同和問題を含む内容の研修だった。取り扱いは様々だと思う。

○委員 同和地区は、かつて資金を借り入れたりするときに優遇があると聞いたことがある。必要なものとそっとしておいたほうがよいものがあると思う。

○委員 同和問題というものは、色々な経緯があって現在に至っていると思う。同和問題に係る特別措置法は今ではなくなっていると思う。現在では、教育の中で同和問題は、人権教育となっていると思う。人権教育の中で、未だにある同和問題を取り扱っているという形だ。人権教育の一環で、市が行うべき役割の一つとして、補助を出していることは問題ない考える。補助先も学校の先生の団体、代表は校長先生ということで適切に運営もなされていると思う。

2 補助金等評価

(8) 小学校体育連盟運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 中学校はないのか。

●主管課 中学校体育連盟というのがあるが、負担金で運営をされている。中学校体育連盟は、自主的に運営が出来ているが、小学校は教育委員会主催ということで、陸上記録会、水泳記録会の運営を小学校体育連盟に頼っている状態である。

○委員 7月23日に甌島地域水泳記録会があるが、これらは各地域で開催日を決定するのか。

●主管課 地域ごとに決定している。陸上記録会は、市全体で行うので、全体で日程調整している。

○委員 収支精算書の役員手当で看護師謝金等というのがあるが、看護師謝金がここでのよいのか。

●主管課 大会運営の中で、専門的な看護師が必要ということで招へいしている。役員扱いとなっている。

○委員 役員手当は支払われているのか。

●主管課 各大会は補助先の小学校体育連

盟の先生たちで基本的に運営されているが、この先生たちには支払われてはいない。さきほどの外部の看護師のような方に救護係兼役員となってもらい支払いを行っている。

○会長 役員手当という名称は再検討が必要かもしれない。

○委員 看護師はどこか外部の病院の看護師か。市の職員ではないのか。

●主管課 川内市医師会にお願いしている。

○委員 保健師は、看護師でもあるので、市の保健師が対応する方法もあるのではないか。謝金は不要になる。

●主管課 過去に検討したが、日程調整が難しかったという経緯がある。

○委員 消防の救急、病院との連携があるのであれば、病院の看護師を手配する意味も分かるが、自前（市）の保健師で対応するのが基本であると思う。

●主管課 日程調整の面もあるので、今後、検討していきたい。

2 補助金等評価

(9) 学校保健会運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 小学校1年生に配布される健康ガイドブックというのがあるが、配布後の活用は、検証されているのか。有効活用されているのか。

●主管課 子どもが始めて小学校に入学する保護者が大きな不安を抱えているだろうということで、学校保健のあり方や予防接種のことをお知らせする内容になっている。データを取っているわけではないが、非常に役に立っていると認識している。内容についても、今年度は、医師会の先生にご助言をいただきながら、食物アレルギーのことを新規に記載するなど更新も行っている。

○委員 里・上甌地域の地域活動報告が添付されていないが、必要ないのか。

●**主管課** 平成26年度までは本土、里・上甕、鹿島・下甕の3地域で個別に活動をしていましたが、平成28年度は市全体で活動しようということになっている。平成27年度はその過渡期で、里・上甕は本土の活動に参加する形、鹿島・下甕は個別に活動を行う形のため、本土と鹿島・下甕の2つの活動報告が実績報告書に添付されている。

○**委員** 里・上甕地域の地域活動費は何に使われているのか。

●**主管課** 本土地域の活動に参加するための旅費に支出されている。

○**委員** 里・上甕地域も本土に行くという形で地域活動をしたのであれば、やはり活動報告が必要だと思う。

●**主管課** 本土地域の活動報告に含んでいるのではないかなどを事務局に確認したい。

2 補助金等評価

(10) 校外活動補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 以前、小学校の児童の場合は、返納金があったと思うが、中学校の生徒の場合はないのか。

●**主管課** 中学生の場合は、実績払いのため、返納金は、基本的に発生しない。

2 補助金等評価 まとめ

(1) 青少年育成市民会議運営補助金

○**会長** 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で青少年育成市民会議運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(2) 子ども会育成連絡協議会運営補助金

○**会長** 本補助金の外部評価の視点別評価

について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で子ども会育成連絡協議会運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(3) 消防団分団運営補助金

○**会長** 前回評価では、「消防団分団や消防後援会の資産状況などを調査する必要がある。」という意見があったが、あまり調査は進んでいないような印象を受けた。支出の内容も詳しい記載がなかったように感じた。

本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性について意見はないか。「現状のまま継続」や「見直しの上で継続（補助内容の改善）」または、場合によっては市民の負担軽減のため「見直しの上で継続（拡大）」もありうると考えている。

○**委員** この補助金としては、「現状のまま継続」でよいのではないか。

○**委員** 食糧費は後援会から支出されているということだが、地域市民の負担軽減という面では、この補助金は少し拡大してもよいのかなと思う。

○**会長** 消防団員へは費用弁償があり、この補助金、消防後援会からの後援、別に寄付などもあると思うので、全体的に判断していく必要がある。今回、この補助金でどうこうして解決というのは、難しいと思う。消防団に係る全体の仕組みとして、検討が必要だと思う。自治会の負担は、自治会の仕

組み、在り方としても検討がなされないと、この補助金の取り扱いだけで解決できない。

○副会長 小規模の自治会では、負担が大きくなっているということで、そのことは懸念事項として記載する方法があるのではないか。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。ただし、「消防団への各支援の仕組みについて、全体的な調整・再検討が必要だ。」というのを記載する必要があると思う。

○委員 異議なし。

○会長 以上で消防団分団運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(4) 消防団車庫詰所運営補助金

○委員 この補助金は、平成28年度、どうなるのか。

●事務局 平成27年度は向田消防後援会と大小路消防後援会の2団体に補助を行っていたが、平成27年度途中で向田消防後援会の補助も不要になったので、平成28年度は、大小路消防後援会の1団体のみの補助になる。

○会長 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、内部評価の「廃止」同様、外部評価も「廃止」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で消防団車庫詰所運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(5) 薩摩川内市防衛協会補助金

○会長 平成28年度の補助金10万円増額の経緯が不明確である。

○委員 青年部への助成支出が必要なのか

なとも思う。

○会長 県防衛協会にも青年部があり、旅費などが必要になる場合があると認識している。今回は、評価できないので、再度、補助金10万円の詳細を聞いたうえで評価したい。

○委員 異議なし。

○会長 以上で薩摩川内市防衛協会補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(6) 青色灯自主防犯活動事業補助金

○委員 防犯パトロールは、どれだけ実施したら効果が上がるのか。上限額を定めて補助金を支出する必要がある。

○会長 これは、近年、駐在所の統廃合などもあり、自衛団的な要素で地区コミュニティ協議会が担っている面が大きいと思う。補助は引き続き必要なのではないかと思う。

○委員 補助の必要性は認めるが、どこまでも増額していくというのなら問題だと思う。

○会長 それでは、いずれかの時期には上限を設ける必要があることを記載したいと思う。本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で青色灯自主防犯活動事業補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(7) 人権教育推進補助金

○委員 この補助金については、廃止して、人権擁護委員に活動をお願いしてもよいのかなと思う。

○委員 人権養護委員は市長部局であって、教育の一環で行っていく必要があるとい

う経緯があるようだ。

○**会長** 補助金は年々削減されているようだ。

○**委員** 適格性及び妥当性は低いのではないか。外部評価は、「見直しの上で継続（補助内容の改善）」がよい。

○**会長** 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性は「高い」、適格性及び妥当性は「低い」でどうか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で人権教育推進補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(8) 小学校体育連盟運営補助金

○**会長** 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で小学校体育連盟運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(9) 学校保健会運営補助金

○**会長** 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で学校保健会運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(10) 校外活動補助金

○**会長** 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で校外活動補助金を終了する。